

第 2 回高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会 議事要旨

1 日 時：平成 24 年 10 月 29 日（月） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所：都道府県会館 4 階 401 号室

3 出席者

部 会 員：野村部会長、金田部会員、河村部会員、関澤部会員、岩佐部会員、今井様（篠原部会員代理）、湯川部会員、下村部会員、高橋部会員、小出様（松本部会員代理）、宮岡様（佐々木部会員代理）、中村部会員、千葉部会員

オブザーバー：国土交通省鉄道局 小池専門官

事 務 局：渡邊課長、守谷設備専門官、竹本設備係長、尾上事務官、阿部技官、伊藤事務官

4 配布資料

資料 2 - 1 第 1 回議事要旨（案）

資料 2 - 2 モデル施設の応募状況について

資料 2 - 3 効果検証の方法について（案）

資料 2 - 4 光警報装置の設置基準素案について

資料 2 - 5 スケジュールについて

参考資料 1 効果検証（イメージ）

参考資料 2 - 1 光警報装置の設置基準素案

参考資料 2 - 2 光警報装置の設置基準素案（イメージ）

5 議事内容（○：部会員発言、●：事務局発言）**（1）第 1 回議事要旨（案）（資料 2 - 1）**

資料 2 - 1 について事務局から説明がなされた。

修正については、11 月 5 日（月）までに事務局まで連絡することとされた。

（2）モデル施設の応募状況について（資料 2 - 2）

資料 2 - 2 について事務局から説明がなされた。

○ 平成 22 年度の報告書では、音以外の火災警報設備を必要と感じる施設については、駅・空港等、

ホテル、病院がトップ3となっているが、今回の応募施設にはホテルが入っていない。今後、法制化するに当たって検討するために、ホテルなどを再公募する予定があるのか。

- この複合用途（16 項イ）の中に、一部宿泊用途に供されている部分もあるので、選定を進めるに当たって、そのことも加味して施設の選定を進めていきたい。
- 少なくとも各用途から 1 施設は選びたいという希望があるので、中に宿泊用途が一部入っているようなものは選定時にある程度考慮されることがよいと考える。
- 光警報装置のPRも非常に重要な観点だと思われるが、県庁所在地にあることよりもむしろ、モデル施設となった施設が地域の中心となるものであって、良好な防火安全性を維持しながらPRを続けていくことが重要であることから、選定の中で消防本部等に聴取する等して検討いただきたい。
- 商業施設について、企業体であるか、また、学校について、寄宿舍があるか教えてほしい。
- 商業施設は3施設とも企業からの応募である。複合的なショッピングセンターが2施設と百貨店が1施設である。学校については、聴覚障がいのある児童の教室がある学校だが、寄宿舍等はない。
- できれば、寄宿舍のある学校を検証していただきたい。
- 一定期間で公募した中で応募してきた施設から選定するという形で進めている状況であり、現状は予算内で全ての施設に希望どおり設置することは難しいとのことで、新たに施設を増やすことは難しいと考える。ただし、福祉施設の中で、聴覚障がい者の方が入居する施設もあったので、このような施設でも一定の方向性を検討できるのではないかと考えている。

また、学校については、普通校の中に聴覚障がいのある児童がいる教室があるものである。応募者としては当該教室への設置を希望しているが、選定会議としては、廊下等の避難経路、音楽教室や図書室等、他の児童と一緒に使う場所への設置も検討してはどうかと考えている。

- 今回のモデル事業の目的は法整備をするために行うのか。検討の目的を教えてください。
- 今回の目的の1つには、現状、光警報装置が世の中に理解があまり得られていない状況であるので、光警報装置が設置された施設を全国で確認できる状況を作るということ、さらに、光警報装置の設置の方法について、技術基準が未整備のため、空間や用途に対して適した設置の仕方等について検証していく技術的な側面があると考えている。選定会議においてモデル施設を選定しているところであり、11月中を目途に決定したいと考えている。

(3) 効果検証の方法について（資料2-3）

資料2-3について事務局から説明がなされた。

- 商業施設においては、今、共有部分で約3～4割がLED照明になっているところが多い。これからもLED照明は普及すると考えられ、照明の広がりや通常の蛍光灯とは大きく異なるので、可

能であれば、この違いも検証してほしい。

- 明るいと暗いときで検証を実施するのか、また、煙が出ている場合も検証するのか。
- 実際に煙のある状況下で検証を行うことは難しいかもしれないが、部屋自体の明暗という異なる環境下での効果の違いは検証できるのではないかと考えている。
- 訓練の際に光警報装置について事前に説明してしまうと、気付く可能性のほうが高くなると思うが、事前に説明する場合と説明しない場合という分け方はしないのか。
- まだ検討段階だが、説明せずに1回訓練を実施し、その次に光警報装置について説明した上で2回目の訓練を行うという方法があると思う。それから別案として、初めから光による警報を用いた訓練を行う旨を説明し、設置場所は知らせないという方法も考えられるので、いずれかに関しては、設置していただいたモデル施設と相談の上、決めたいと考えている。
- 大空間で照度が0.4ルクス未満の部分があるときに覚知できるのかということについて、仮に検証で覚知できないという結果となると、光を強くする等の方法のほか、警報装置の近くを歩くようにレイアウトを工夫する等の方法もあるのか、現在の考えについて、教えてほしい。
- 0.4ルクス未満の照度だと本当に気付かないというのであれば、警報装置からの光を強くする等の方法によって、照度の小さい部分をなるべく減らすような工夫が必要かもしれない。これから検証で確認したいと考える。
- 光の強い装置だと設置費用が高くなるおそれがあるので、設置者の設置負担が増加しないことの観点も含めた検討をお願いしたい。

(4) 光警報装置の設置基準素案について（資料2-4）

資料2-4について事務局から説明がなされた。

- 光警報装置の死角部分から一定の歩行距離を移動することによって、光警報装置の光に気付くことができる場所は死角となることを認めるということだが、死角になる場所に椅子やベンチ等がある場合には危険ではないか。そのようなケースも考慮してはどうか。
- 光度と有効距離の表について、各光度の光警報装置というのは既に市場あるのか。
- 流通している数量に差はあるが、これらの製品は流通しているものである。
- 光警報装置の設置について、病院長から反対意見が多く聞かれる。病院の火災においては、中にいる患者をいかに早く避難させるかということが重要だが、この装置による光の点滅があると混乱するのではないかとこの点を非常に問題視している。

「病院等」の設置場所としては外来中心ということであれば、設置に反対はないが、病棟は必要ないと考える。地震避難訓練の際に聴覚障がい、視覚障がいのある患者に対しては一日中担当の看

護師が必ず駆けつけ対応することをどこの病院も行っている。それは学校も同じであり、避難時に子供達がパニックになると避難が難しい。

- 今回の検討は、すぐに法制化に向けての話ではなく、モデル施設における検証の内容を議論しているものであり、応募のあった施設の中には病院も複数あるため、施設については積極的に考えるべきである。
- 日本を除く多くの先進国では、聴覚障がい者に対応した警報装置が基準化され、実際に設置されている。そこで大きな問題が起きているとはわかる範囲において聞いていない。病院であっても聴覚障がい者が外来で訪れることはあり得るので、病院側の考えだけでなく、聴覚障がい者の権利、あるいはユニバーサルな環境を保障していく観点からも考えるべきである。
- 団体内でこのことを議論したことはないが、個別に意見を聞くと設置に反対する意見が多い。また、以前から外国の情報を示すよう求めているが、具体例を示していただきたい。
- 第1回検討部会で海外の設置状況等については報告しており、今回の検討部会の報告書の中には盛り込んでいきたい。
- 聴覚障がい者は、病院やホテルを利用する際、夜間、就寝中に火事が起こらないかとても不安に感じている。看護師等は火災時には多数の患者を避難させなければならないので、聴覚障がい者の患者に実際に対応できるのか懸念がある。

以前にろう学校の寄宿舎における火災で多くの死者が出た事例が2件あり、非常に残念な思いをしている。確かに光があると混乱するという意見は理解できるが、今回の事業で検証し、議論を進めていただきたい。
- 聴覚障がいの方が入所される養護老人ホーム等に関しては是非必要なものだと思う。しかし、認知症の方は光であっても認知できないので、そういう方々に対して、本当に効果があるのかどうかということの検証については、実施してほしい。
- 特別養護老人ホームが手を挙げられたということだが、10年ほど前から特別養護老人ホームは個室ユニット型になってきている。トイレは2個室の間に1カ所程度あり、食堂と団らん室が10床に1カ所ずつある形態である。したがって、モデル事業を実施する際はその実態を踏まえて設置方法を検討すべきである
- 今回は法制化に係る議論の前に光警報装置の有効な設置方法について検証したいということなので、幅広く事例を検証し、設置することによる悪影響なども含めて最終的な方向性を議論していくことが重要である。検証の中で有効な部分、必ずしも有効でない部分を明確にすることがこの検証の一番大きなポイントではないか。
- 商業施設の設置場所が売り場となっているが、映画館の場合であれば、映画を上映しているスク

リーンが設置対象となるのか。映画館は80%以上がシネマコンプレックスであり、客席がスタジアム形式になっている。この場合、前方と後方では天井の高さが違っているため、この場合の設置方法はどのようにするのか。また、UL規格が米国で一般的になっているのであれば、米国の興行場、映画館では光警報装置の基準にどう対応しているのか。

- 今回、応募施設の中に劇場を備えている複合施設がある。議論を踏まえた上で、検証した方がいいのかどうかという観点で意見をいただきたい。
- 映画館というのは暗い中で上映しており、そこで火災警報があるとパニックになるので、まず映画館の事務所に連絡が来て、次の段階で照明を点け、映写機を止めて、それから放送を行うことになっている。そして、誘導が必要であれば係員が各スクリーンに行き行って誘導する。現在の映画館のそうした対処方法からすれば光による火災警報は必要ないというのが見解で、映画館に設置して欲しいという意見ではない。しかし、応募があるのであれば検証した方が良く考える、ただ、検証訓練の実施方法は、映画館という特殊性を考慮する必要がある。
- 映画館は、パニック防止のために火災警報を鳴動させない旨の発言があったが、本当にそのような運用をしているのか。
- 原則は感知器の発報に伴い、警報が鳴動することとされている。仰っているような対応は建物ごとに火災予防上、支障ないことが認められた場合のものだと思われる。
- たとえ映画館であっても、火災警報を鳴動させないようにするのは、法令違反になると思料する。そもそも「火災警報のベル鳴動スイッチを停止状態にしてはならない」旨が消防法に規定されている。
- 米国での映画館の設置事例について、州法で火災警報機の設置を義務付けている施設の中に映画館やコンサートホール、ミニシアターというのが含まれており、第1回検討部会の資料でも掲載している。
- できる限り幅広い視点で検証し、その後で、それが実際に法制化できるかできないかということを検討していきたい。
- 病院や映画館のご都合もあると思うが、聴覚に障がいのある人、及び聴覚に非常に不具合のある高齢者は火災時に音による情報が無いため、それらを補完することで、ユニバーサルな社会を実現しようというのが今ここで検討していることである。これは業態、あるいは環境によっては弊害が出る可能性もあるかもしれないが、音以外の方法により火災警報を知らせるということは非常に重要なことであり、是非業界の方々も前向きに捉えて検討いただきたい。
- 映写中、あるいは公演中に音による警報があっても、聴覚障がい者は気付くことができない。照明が点灯すれば、異常と気付くこともできる。それもある意味での光警報だと解釈するというのもあるのではないか。こういうこともいずれ議論の一部になるかもしれない。

(5) その他（資料 2－5）

事務局から資料 2－5 について説明がなされた。

6 閉会

追加意見等については、11月5日（月）までに事務局に提出することとされた。

以上